

第 5 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成20年10月21日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第5回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
広域連合長の提案理由説明	4
一般質問	7
第1号議案及び第2号議案の一括上程	16
事務局長の議案概要説明	17
第1号議案及び第2号議案の一括質疑、討論、採決	17
第3号議案の上程	18
事務局長の議案概要説明	18
第3号議案の質疑、討論、採決	20
議第1号議案の上程、全員審議、採決	20
議第2号議案の上程	21
提出者の説明	21
議第2号議案の質疑、討論、採決	24
広域連合長の閉会あいさつ	26
閉会の宣告	27
資 料	
議案の送付について	29
議案の提出について（議第1号議案）	30
議案の提出について（議第2号議案）	33
議決一覧	36

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成20年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第5回定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月7日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成20年10月21日
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目6-42
公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館
2階 白鳳の間

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 澤田五十六 君 | 2 番 | 今西 芳彦 君 | 3 番 | 上治 堂司 君 |
| 4 番 | 岡崎洋一郎 君 | 5 番 | 中澤 愛水 君 | 6 番 | 仲田 強 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 大石 哲雄 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 有澤 明男 君 | | | | |
-

議 事 日 程

平成20年10月21日 午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 一般質問
- 第5 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案
第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第3号議案 平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案
- 第8 議第2号議案 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案

出席議員

1 番	澤田五十六	君	2 番	今西 芳彦	君	3 番	上治 堂司	君
4 番	岡崎洋一郎	君	5 番	中澤 愛水	君	6 番	仲田 強	君
7 番	和田 賢二	君	8 番	大石 哲雄	君	9 番	松本 正	君
10 番	有澤 明男	君						

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也	君			
副広域連合長	明神 健夫	君	西村 伸一郎	君	
代表監査委員	吉本 雅史	君			
会計管理者	西川 淳一	君			
事務局長	清田 浩嗣	君			

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏	君				
書記	中島 行雄	君	岡村 忠志	君	開澤 淳介	君
	山本 和佳	君				

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	西岡佐智子	君			
主査	宇都宮朋彦	君			

◎開会の宣告

- 議長（岡崎洋一郎君） 本日は、それぞれ関係者御出席ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより、平成 20 年高知県後期高齢者医療広域連合議会第 5 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

午後 2 時 開会

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎洋一郎君） これからの議事は、今、お手元に配布をいたしてあります議事日程によりまして進行してまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎洋一郎君） これより日程に入ります。まず、日程の第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員については、会議規則第 89 条の規定により、議長が指名いたします。会議録署名議員は、6 番、仲田強議員、8 番、大石哲雄議員のお二人にお願いをいたします。
-

◎会期の決定

- 議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 2、会期の決定につきまして、会議規則第 4 条の規定によりお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 10 月 21 日の 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日 1 日と決定をいたしました。
-

◎広域連合長の提案理由説明

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第 3、提出議案の提案理由説明に入ります。第 1 号議案から第 3 号議案までを一括議題といたします。広域連

合長から提案理由の説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、第5回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、平成20年7月に開催いたしました当議会の第4回臨時会以降における、後期高齢者医療制度に関連した状況等につきまして、国の動向等を踏まえまして申し上げます。

先月、新たに就任されました麻生首相は9月29日の初の所信表明演説で、後期高齢者医療制度については1年をめどに必要な見直しを検討するとの考えを示され、制度施行5年後を目途とした見直しを前倒しして、よりよい医療制度に改善する方針を表明されました。

また、舛添厚生労働大臣は私案として、後期高齢者医療制度に代わる新制度について、75歳以上とした年齢での区分を行わず、都道府県単位で再編した国民健康保険と当該制度を一本化するという考え方を示されるとともに、既にその検討会がスタートしたと報道されています。

一方で、現状の国における政局の行方は不透明でありまして、今後予想されます衆議院の解散・総選挙の関係もありますので、国の動向を注視していく必要があります。

緊迫した政局にあります。改めまして当該医療制度の開始から、これまでの間の経過を申し上げますと、御案内のとおり、制度スタート時から全国各地で様々な混乱が生じ、国におきましては、高齢者の方々のおかれておられます現況に十分配慮し、低所得者の方々への更なる負担軽減を図るとともに、保険料の徴収につきまして、年金からの天引きではなく、口座振替の活用を前提としました普通徴収を拡大するなど、現状の見直しも行いながら制度の円滑な運営を目指しております。

今回の見直し措置によりまして、普通徴収の方々に対しましては本年8月以降の納期分から、また特別徴収の方々には10月の納期分から、それぞれ保険料額の被保険者均等割及び所得割の軽減に関する事務処理を既に終えているところでございます。

また、年金から直接保険料を天引きされている方が普通徴収に切り替えた場合における世帯主及び配偶者の方からの口座引き落としの受付が、本年7月下旬から各市町村の窓口で、順次なされているところであります。

さらに、制度の施行後に改めて見直されることとなりました保険料の新たな軽減等の内容の周知につきましては、被保険者の皆様方に更なる混乱を生じさせる

ことのないように、時宜を逸しない広報の取組を進めてまいりました。

具体的な対応としましては、新たな保険料額の軽減については、本年7月当初から8月上旬までの短期間での対応となりましたが、政府が発行しました広報に追加しまして、都合3回、独自のチラシを適宜作成し、対象となられます被保険者の方々に送付しますとともに、7月号・8月号の市町村広報紙への折り込みや、地元新聞にも関係記事を3回記載するなど、できる限りの方法によりまして遺漏のないような対応をとってまいったところでございます。

一方、国の動向ですが、6月の政府・与党協議会において決定されました、さらに検討すべき課題である被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減等の事項につきましては、去る7月17日に開かれました政府・与党プロジェクトチームによる検討において、被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策については、平成21年度も引き続き実施が必要であるとの一致した認識が示され、さらには8月29日に開かれました経済対策政府・与党会議において決定されました安心実現のための総合対策の中にも、具体的な施策として盛り込まれております。

また、9月9日に開かれました同プロジェクトチームの検討では、75歳の誕生日から当制度へ移行することで、自己負担の限度額が従前の2倍になる方への課題や、自己負担の割合が1割から3割になる問題につきまして、その限度額は移行前後の制度ごとに半額に設定することとし、また、自己負担の割合については1割負担のままにすることなど、それぞれ平成21年1月から実施されることとなっております。

このような制度内容の見直しは、今後も引き続き行われることとなっておりますことから、各市町村とも一層の連携を図り、遺漏のない広報事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以下、議案について御説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、条例議案2件、その他の議案1件です。

はじめに、条例議案について申し上げます。

第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が本年9月1日から施行されたことに伴いまして、従前の議会の議員その他特別職の職員で非常勤の方の報酬及び費用弁償に関する事項を規定していましたが、議員の報酬及び費用弁償に関する部分を分離して新たな条例として規定するものです。

第2号議案につきましては、第1号議案と同様に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例を改定するものです。

続きまして、その他の議案につきまして申し上げます。

第3号議案につきましては、後期高齢者医療制度の施行に向けて設立されました当広域連合の平成19年度の一般会計決算につきまして、認定議案をお諮りするもので、その概要につきましては、この後事務局長より御説明を申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、

よろしく御審議の上、適切な御決定をお願いいたします。以上でございます。

◎一般質問

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎連合長から説明を受けましたが、それではこれより日程の第4、一般質問に入ります。通告がありますので、順次発言を許したいと思いますが、事前に皆さんのお手元には質問の用紙等配布をさせていただいております。それでは、順次発言を許します。和田議員。

○和田賢二君 はい、7番和田賢二です。議長の指名をいただきましたので、ただいまから通告してあります点につきまして、一般質問をさせていただきますが、この際、議長に特に私の質問の内容にかかわることで、他の同僚議員の皆さんにも見ていただきたい、後に参考資料としていただければと思ひまして作成した資料がございますので、配布の許可をいただきたいと思ひますがよろしく願いいたします。

○議長（岡崎洋一郎君） 資料配布を認めます。

〔資料配布〕

○和田賢二君 それでは、まず最初に1週間前ほどになりますか、10.15ショックに関する点から入らせていただきます。

75歳以上のお年寄りを差別する後期高齢者医療制度をめぐり、この10月15日の年金支給日から保険料の天引き対象者が新たに拡大しました。これまで約880万人が保険料を天引きされていますが、10月からはこれまでは保険料を払わなくてよかったサラリーマンの扶養家族約200万人が新たに対象となり、加えて65歳から74歳までの高齢者だけの世帯の国保も対象となり、全体で430万人以上が新たに天引き対象となりました。怨嗟の声がますます広がっております。問題は天引きの仕方ではなく、高齢者を差別する世界に例のない後期高齢者医療制度を強行したことにあります。国民の怒りの声に舛添厚生労働大臣も年齢で区分していることに怒りの矛先があることを認め、大胆な見直しをすと発言しました。麻生太郎首相も、一旦は大胆に見直しを口にしてはいます。制度をなくせば解決するものではないとも言っていますが、二度にわたる見直しをし、さらにまた見直しに言及をせざるを得ない状況となっております。

政府が制度導入に当たり、高齢者の方々が安心して医療を受けられるような長続きする制度となりましたと説明してきた理由は、ことごとく崩れております。後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が受けられるとした終末期相談支援料は、患者に事実上の延命治療打ち切りを迫るものになりかねないといった批判の前に凍結されました。きめ細かい治療が受けられると宣伝した高齢者担当医制度

は、全国各地の医師会が、約 35 の医師会が必要な治療や検査が受けられなくなり、命にかかわることも十分考えられるなどの批判が続出、ボイコット運動が起こっています。そこでまず、高齢者担当医制度を申請した医療機関が県下でどのくらいあるのか、また医療機関と共同歩調が取れてこそ制度の安定的な運用ができると思うが、連合長の認識を伺います。

医療内容は変わらないと説明していますが、健診は義務的实施からはずされました。国保で実施していた人間ドックの助成が受けられなくなり、また鍼灸マッサージは国保の助成からも排除され、それが大問題となり、先の高知市議会では復活、拡充されたとお聞きをしております。

診療報酬上の差別が導入されています。一般病床に入院する 75 歳以上の脳卒中後遺症や認知症患者の診療報酬が、入院日数 90 日を超えると 3 分の 1 に減額されました。また、これまでは障害者病棟から認知症と脳卒中の患者が除外されたことも、高齢者を差別する中身であります。そこで、これでも医療の内容は変わらないと言えるのか連合長にお伺いをいたします。

次に、保険料は見直しによっても矛盾は一向に改善しておりません。2 月定例会で、私は後期高齢者医療制度が個人で加入させられる保険であるのに、軽減措置は世帯所得で算定されるという矛盾を指摘しましたが、見直しの結果どんなことが起こっているのか。政府の当面の対策は、1. 均等割保険料 7 割軽減を 8.5 割軽減にする、2. 年金収入 153 万円から 211 万円までの所得割保険料は、5 割軽減にというものです。保険料には、御承知のように所得割と均等割があります。年金収入が 153 万円までの人は、年金控除 120 万円と基礎控除 33 万円を差し引くと所得 0 となるため、所得割額がかかりません。被保険者が一律に課せられる均等割にも 2 割、5 割、7 割の軽減がありますが、世帯の合計所得が基準になります。その結果、同一世帯の誰かが年金収入 168 万円を超えれば、全被保険者が均等割の 7 割軽減からはずされています。

例えば、ここで年金収入が夫 260 万円、妻 42 万円の A 夫婦の場合、先ほどお配りした資料でございます。世帯収入は 302 万円、夫は所得割の保険料が 95,016 円、均等割の軽減措置は夫婦ともになく、それぞれ高知県の場合 48,569 円、保険料は夫婦で 192,154 円です。次に、夫 152 万円、妻 150 万円の B 夫婦の場合、世帯収入は A 夫婦と同じく 302 万円ですが、ともに 153 万円以下なので所得割はかかりません。均等割は、軽減が適用されます。これまでの 7 割軽減では、夫婦ともに 14,570 円、保険料の合計は二人で 29,140 円です。次に、夫 260 万円、妻収入 0 の C 夫婦の場合、世帯収入は B 夫婦より少ない 260 万円です。しかし、夫は所得割の保険料は 95,016 円かかり、夫婦とも均等割の軽減は受けられず、保険料は A 夫婦と同じく 192,154 円になります。収入が同じなのに、A 夫婦は B 夫婦の約 6.59 倍の保険料となっています。また、C 夫婦の場合のように、A 夫婦は極端な逆転現象が生まれています。これが見直しの結果、A と C の夫婦は保険料は変わりませんが、B 夫婦は 14,570 円と半減され、その差は約 13.18 倍と矛盾はさらに拡大しました。そこで、こうした矛盾点をどのように考えているか、世帯単位

での算定を改めるべきと思うが、御認識を伺います。私はこのまま放置すべきではないと思いますが、国に対して政府に対して、どのように働きかけていくのかお聞きをいたします。

次に、政府は同制度の意義を高齢者と現役世代と国との負担割合を1対4対5に設定し、負担の明確化を図ったとしています。これについては、高齢者の増加に合わせ、1の部分が際限なく上がっていく大問題があることを私は過去に指摘をしましたが、4月以降大手企業のサラリーマンらが加入する健康保険組合の後期高齢者医療制度への拠出する金額が急増し、御承知の西濃運輸、京樽の健保組合が解散し、政管健保へ移りました。この半年で、13組合が解散し、昨年度1年間で12組合を上回っています。健康保険組合連合会によれば、今年度は9割近くの健保が赤字になると見込んでいます。政管健保への移行が相次ぐことが予想されます。政管健保、今は協会けんぽに名称等が変わりましたが、給付費には国負担分13%があり、相次ぐ健保の解散は負担割合を明確にしたという政府の制度設計そのものを揺り動かすものです。そこで、負担割合の明確化という前提も崩れていると思うが、連合長にお伺いをいたします。

次に、年金天引きによる増税について伺います。息子さんなどが払っていた親の保険料は、社会保険料控除の対象となっていたものが4月からは年金天引きとなったため、実際には息子さんなどが負担していても、控除の対象とならないという問題が発生しています。親の保険料を息子さんの口座振替にすれば、税負担が軽くなるケースがありますが、まだまだ周知されていません。政府広報によりましても、税務署あるいは広域連合にお聞きをしてくださという記事があっただけであります。そこで次のケース、子どもが自営業の場合、また子どもがサラリーマンの場合、また夫が世帯主で夫婦ともに75歳以上の場合、それぞれどういうケース、所得階層と申しますか、によって所得税負担がどのように軽くなっていくのかお示しをください。また、どの程度このことが周知できているのかお聞きをいたします。

このような負担増が発生するのも、75歳以上で別の医療保険に切り離したことにあります。どの問題をとっても、後期高齢者医療制度導入の理由は破綻をしています。小手先の手直しで、ごまかしを繰り返すべきではありません。それは、県民の苦しみを長引かせるとともに、自治体にも負担と混乱を押しつけるものです。そこでこの際、県下の市町村で後期高齢者医療制度の導入にかかったシステム構築、広報の費用、見直しにかかわるシステム改修、広報がおよそいくらになったのかお聞きをしておきます。

また、国民の怨嗟の声に答えるなら後期高齢者医療制度をきっぱり廃止し、国民合意で新たな制度を作り直すべきと考えますが、連合長と特に6月土佐清水市議会での発言が、一旦廃止をして新たにという私の新聞紙上で知る限りにおきましては、大変注目をして読ませていただきました西村副連合長さんにこの際御所見をお伺いをいたします。

また、高齢者を差別する医療制度の土台にある毎年2,200億円を削減するとい

う社会保障費抑制路線を転換すべきだと考えますが、併せてお伺いをいたします。
1回目の質問を終わります。

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。それでは、まず岡崎広域連合長、御答弁をお願いいたします。

○広域連合長（岡崎誠也君） 段々の御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思いますが、御質問の中には、広域連合の所管以外の事項も少し含まれておりますので、十分な答弁とならない点もございますので、御了承賜りたいと思います。

まず、第1点目の高齢者の皆様方のいわゆる担当医制度の件につきまして御質問をいただきました。高齢者の方々が、この制度スタートの担当医制度につきましては少し御紹介申し上げますと、高齢者の方が同時に複数の疾患にかかっている場合が多いということもございまして、患者さんが指定をしますかかりつけの高齢者担当医という制度を設けて経常的に病状を把握し、他の医療機関との連携を進めるなど医療の質の向上と効率化を図るためにこの制度が設けられているところございまして、この制度ではこのかかります費用として月単位で定額の後期高齢者診療料という経費が支払われることとなっているところでございます。この後期高齢者診療料を算定するためには、医療機関からの届出が必要となっておりますが、現在県内ではこの届出がっております医療機関につきましては、12箇所の診療所が届出を行っている状況でございます。少し御質問にもございましたが、県内におきまして多くの医療機関が、この届出をすると自由に自分の選んだ医療機関にかかることが制限されるということを経由に、届出が少ないという状況になっておりますが、高齢者の担当医の方を決めたからといって他の医療機関が全く受診できないということではなく、高齢者の担当医を変更することもできるということでございますので、少し制度の内容が誤解をされているところもあるのではないかとこのふうにも思っているところでございます。この中で後期高齢者の診療料の設定につきましては、設定当初、日本医師会からの要望もあって設定されたものとお聞きをしておりますが、この点につきましては、現在中央社会保険医療協議会におきまして、その診療の内容、また治療の内容、受診行動等がどうなったかという現在検証作業が行われているところございまして、この中央社会保険医療協議会におきまして、検証結果に基づいて今後の取扱いにつきまして、さらに議論がなされるものとお聞きをしておりますので、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、関連しますが、後期高齢者医療制度になって、医療の内容が変わらないと言えるかどうかという御質問がございました。御質問にもありましたように、健診制度につきましては、新しい医療制度の中では努力義務とされておりますが、希望すれば受診ができますし、また生活習慣病で受診をそれぞれ医療機関でされている方につきましては、健診の目的が生活習慣病を早期に発見するためという

ことで健診制度が設けられているために、健診制度の対象者の方からは、この生活習慣病で受診されている方は制度上除外をされており。ただ、この生活習慣病で医療機関にかかられている方につきましては、その治療の中で健診と同様の検査が必要に応じて行われるということになると考えているところでございます。人間ドックや鍼灸のマッサージの助成につきましては、基本的には医療制度の中で実施をするということではなく、一般施策として実施をすべきものではないかというふうに考えているところでございます。

また、急性期の入院医療を提供します一般病棟につきましては、本来担うべき役割を明確にするため、対象となる疾患が見直されたものでありまして、4月の診療報酬の改定で、密度の高い医療を必要としない方が90日を超えて入院すると診療報酬が減額されるという制度になっております。こうしたことから、脳卒中の患者さんや認知症で長期に入院される患者さんの場合は、療養病床等で対応するようというふうに考え方が整理されたものと認識をしております。しかしながら、御質問にもございましたように、これらの点につきましては様々な御意見があるわけでございますので、制度の見直しによりまして、例えば人間ドックの助成など自治体が独自に実施をする健康増進事業につきましては、改めて国が補助するということにもなりましたし、この90日の問題につきましては、一般病棟における取扱いについて、障害者の方々の病棟も含めまして退院の見込みがある場合には、90日を超えても診療報酬が減額されないこととなってきております。こうしたことも考え合わせますと、後期高齢者医療制度になりましても、受けられる医療の内容につきましては変わっていないのではないかと考えているところでございます。

次に、いわゆる組合健保の脱退等も絡みまして、現状ではいわゆる負担割合の前提が崩れているのではないかと御質問をいただきました。当制度につきましては、医療機関等での患者さんの窓口の負担分を除きます4割を、国民健康保険や健康保険組合などから後期高齢者の保険の支援金という形で拠出していただく仕組みとなっているところでございます。御質問では、この仕組みがあるために当制度開始以降、解散するいわゆる健保組合が増加しているのではないかと御質問もございましたが、もう1点本年4月から施行されました高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、各医療保険者からは後期高齢者支援金に加えて、65歳以上75歳未満の前期高齢者の方々の医療費も各制度の加入者数に応じまして、この分も加えて分担し、拠出をしなければならないということにされております。こうした拠出金は、保険加入者の年齢にかかわらず、保険者の加入人数を基に算定をされることに加えて、平成26年度まで経過的に存続されております退職者医療制度への拠出金が、団塊世代の方々の大量退職によりまして非常に増大しているため、これら複合的な要因から保険加入者の平均年齢が比較的若い健康保険組合になるほど大きな負担が生じることとなってきておりまして、このことが特に健康保険組合の財政収支を悪化させるということにつながっているものというふうに認識をしております。いずれにいたし

ましても、国におきましてこのような状況のままに放置することなく、いわゆる公費の負担増大に対応できるような財源の確保をさらに検討していくことが喫緊の課題であるというふうに考えているところでございます。

次に、後期高齢者医療制度を一旦廃止し、新たな制度を作り直すべきではないかという御質問にお答えを申し上げたいと思います。現在、私は連合長という立場で、この後期高齢者の保険者という立場にございますので、国の制度見直しが行われるという現況の中で、これ以上の混乱を避ける意味からもこの制度の廃止を直ちに求めるということは、立場上できないものと考えております。仮に、新たな制度に作り直すということにしましても、財政負担の問題も含めまして、その検討には相当の期間を要するものと考えておりますし、その制度の見直しを進めていく中で、改善すべき点につきましては論点を整理し、市町村とも連携し、国に対して意見を申し上げたいと考えているところでございます。

去る10月7日には、舛添厚生労働大臣から国民健康保険を都道府県単位で再編し、後期高齢者医療制度と国民健康保険を年齢にかかわらず一体化するという私の案、私案が表明され、具体的な検討に入っておられるということが報道されておられますので、この検討の動向も注視をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現況では被保険者の方々の立場から、より理解される制度に作り直していくことは、さらに求められていくべきことだというふうに考えておりますので、見直しの意見につきましては、さらに国に対しても申し上げてまいりたいと思っております。

次に、毎年2,200億円を削減をする社会保障抑制の路線の転換について御質問をいただきました。政府が骨太の方針2006年からこの社会保障の見直しに入っておりまして、この5年間、それぞれ社会保障関係費につきましては、2,200億円が削減をされ、高知県のように単身高齢者の多い県、また高齢者の方だけで構成をされます世帯の多いこの高知県のような地域では、社会的な弱者と呼ばれます方々に対する負担の増大という影響が強まっていることに、私自身も心を痛めているところでございます。これまでの財務省主導によります連年の社会保障関連費の予算圧縮によりまして、様々なひずみが生じてきており、社会保障全般にわたって課題が山積をしている状況にあるという認識を持っております。今後このまま社会保障関係費の削減が継続されますと、社会的弱者と呼ばれます方々におかれまして格差とまた地域間格差は、更に広がってくるというふうに懸念しておりますので、高知県民そして国民的な視点からも大きな課題があると認識をしております。高齢者の方々の加入されます医療制度におきましても、安定的な財源の確保が何よりも重要であるというふうに考えておりますので、関係します地方六団体とも連携をしながら、国に対してこの医療費削減、社会保障費削減の見直しの意見をさらに上げてまいりたいと思っております。私の方からは、以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 御指名で副連合長にも御質問がありましたので、お答えいただけたいと思います。

○副広域連合長（西村伸一郎君） どうも、私の6月議会における考え方についてですね、御質問をいただきました。私はまず所信の中で、5月の26日に全国の市長会を通じて谷垣自民党政調会長からアンケートがありまして、この保険に対してどのように考えるかということで、1. 賛成か、2. 反対か、反対の場合にはどんな制度にしたらいいかという問い合わせがありました。したがって、私は賛成か反対かについては、夫婦を別加入としたり、子どもの扶養から切り離して本人負担にするなどのこの制度というのは、家族の絆を国が断ち切るものだというので、基本的には反対ということで書かせていただいたことを発表させていただきました。また質問に答えまして、連合副会長という立場からは、運営について広域連合の中で高齢者の皆さん、利用者の皆さんの不利にならないような運営の方法について注視する、そういう立場であるという答弁もさせていただきました。したがって、この連合における副連合長としての見解については、先ほど述べました連合長との見解とほとんど同じだなというふうに、認識もいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） その他事務局、補足する回答がありますか。ないですか。

〔事務局長挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） まず、保険料の軽減判定を世帯単位で行うことについてお尋ねがありました。後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置は、生活が世帯単位で営まれているという現実がありますことから、国民健康保険や介護保険と同様に世帯単位の所得で判定することになっております。そのため、御指摘のように世帯としての所得が同じでありましても、個々の被保険者の所得の状況によりまして、保険料に差が生じることがありますが、後期高齢者医療制度におきましては、個人単位で保険料を賦課していることから、被保険者の方々の理解が得られにくいのではないかと考えております。こうしたことから、保険料の軽減については個人単位で賦課しております介護保険との関連や、負担の公平化といった観点から十分に検討する必要があると思っております。

現在、与党のプロジェクトチームにおきましては、保険料の軽減判定を個人判定で行うことについて検討されておりますが、その内容といたしましては、どのような見直しを行うとどの程度経費がかかるのか、また介護保険や国保との関係をどう考えるのかなどといった点について整理し、早急に結論を得ることとされておりますので、当面はこの議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、保険料に係る社会保険料控除の適用についてお尋ねがありました。所得税の社会保険料控除につきましては、世帯主や配偶者が口座振替で保険料を支払うことで世帯主や配偶者に適用され、所得税の負担が少なくなることがあります。所得税の負担が少なくなるとは、世帯の構成や世帯員の所得の状況、保険料の額などによりまして異なってまいります。1つの例として申し上げますと、被保険者の方の収入が185万円以下の年金収入のみでありますと、被保険者には所得税がかかりませんが、このような場合に世帯主が所得税を納めている方であれば、世帯としての所得税の負担が少なくなると考えられます。失礼しました。先ほどの金額、158万円でございます。しかしながら、世帯主に所得税がかかるかどうかについては、世帯の構成や事業所得、給与所得などの所得の種類によって控除額が異なりますし、また世帯主が支払う社会保険料等の各種の控除は個々に異なりますので、御質問のそれぞれのケースについては、いくつかの条件を設定しなければ所得の目安をお示しすることはできません。いずれのケースになりましたとしても、所得税がかかっているかどうかで、ある程度の判断をしていただくことが現実的ではないかと考えております。また社会保険料控除は、保険料を特別徴収から世帯主や配偶者が口座振替により支払うことで適用されますが、この手続は保険料の徴収業務に関するものでありますし、また所得税だけでなく、個人住民税にも影響いたしますので、社会保険料控除の適用については、保険料の徴収を行っております市町村で積極的に周知していただき、きめ細かな対応をしていただく必要があると考えております。市町村に対しましては、県から周知徹底を図るようお願いをしておりますが、広域連合といたしましても、市町村と連携しながら今後とも周知に努めてまいります。

最後に、市町村における後期高齢者医療制度の導入等に要した費用についてのお尋ねがありました。平成19年度に制度の導入に係るシステムの構築を行いました。その費用は全市町村の合計でおよそ5億2,600万円となっております。また、広報は主に広域連合が作成したポスターやチラシ等、あるいは市町村の広報紙で行っていただきましたが、これ以外に9つの市町村で独自の広報を行っていただきまして、合わせておよそ400万円となっております。

次に、平成20年度の制度の見直しに関しましては、国が広域連合システムを改修して対応しましたので、多くの市町村ではシステムを改修する必要がありませんでしたが、4つの市町村で改修を行いました。合わせておよそ1,100万円となっております。また広報の費用は、リーフレット等の郵送料など全市町村の合計でおよそ1,200万円となっております。市町村における制度の導入や見直しに係るシステムの構築や改修、広報の費用は、全体でおよそ5億5,300万円となっております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 通告の質問に対して、それぞれ御答弁をいただきました。質問議員さん、以上でよろしゅうございますか。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 和田議員。

○和田賢二君 はい。副連合長さんにわざわざ御答弁いただきまして、ありがとうございました。若干、一旦廃止をしてという文言が新聞紙上ではあったように思いましたけれども、それについての御言及がなかったようにも思いましたけれども、それはそれといたしまして、清田事務局長さんのいわゆるこの制度が、保険料が個人単位で課せられるのにもかかわらず、軽減が世帯単位で判定されるということにおいての私の質問はですね、これだけ3夫婦の例を挙げてお聞きをしたわけでございますけれども、これだけですね、単に世帯単位のことであるからというだけではなかなか容認しがたい、約6倍あるいは13.18倍といったような差が生じているということであります。これについて、連合長さんにもお聞きをしたんですけれども答弁がありませんでしたが、これについてお聞きをしたいと思えます。

それから、この制度について廃止をするお考えはないかということについての御答弁では、立場上連合長という立場からというその答弁の範囲もわからないではないんですけれども、これだけこの制度はですね、実際の施行が今年の4月からでありますけれども、昨年秋、制度発足以前から被用者保険の被扶養者に関する見直し等々ですね、制度発足以前から見直しが再三繰り返され、それからまた今年の6月になっても、先ほど言った均等割あるいは所得割の見直しがされるという、まさにここの辺りにこの制度のですね、不十分さ、欠陥があり、ここに国民が怒っていると同時に、先ほど医療の面では差別はないんだと言いましたけれども、明らかにこの制度の抱えております本来の趣旨がですね、いわゆる国が医療費を削減するということが第1にありまして、高齢者をそのターゲットにここにおいてきたというところにあると思います。厚生労働省の役人がこの制度発足するに当たって、際限なく上がる医療費を、その痛みを高齢者に肌身で感じていただくためにこの制度を導入したというここの辺りのですね、発想にはまさに社会保障の考え方、あるいは福祉の心も全く感じられないという制度であるわけでございます。この制度が続く限り、これはまさに医療としては成り立っていけない制度だというふうに思うわけです。したがって、答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎洋一郎君） では、広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） ただいま第2問をいただきましたので、第2問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど質問議員さんから資料が配られましたとおり、この制度の運用の中でですね、まだ様々ないわゆるその不都合な部分、それからなかなか被保険者の皆様方に理解されにくい部分がまだ残っておりまして、それは御質問いただきました

議員さんの趣旨を十分理解するところでございますので、先ほど事務局長からもお答え申し上げましたように、現在与党プロジェクトチームにおきまして、この保険料の軽減判定を個人単位で行うことにつきましても現在検討されておりますので、このなかなか理解されにくい、それから制度上の矛盾点というものにつきましては、今後どのような見直しが行われるかというところを注視をしてまいらなければなりませんし、私たちも発言の機会があればですね、こういう点で矛盾があるケースが生じているということは、厚生労働省にもまた伝えてまいりたいと思っております。

それと2点目につきましてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、私は連合長という立場から、今この制度自体をすぐ廃止をするということは、さらなる混乱を引き起こすということになりますので、そのことには、直ちに廃止ということには反対でございますが、制度発足時からですね、これだけ多くの国民の皆様方、また県民の皆様方から制度発足時から多くの意見、また反対のいろいろな行動が起きるということ自体、非常に制度としては安定をしていないというふうに認識をしているところでございます。これは、全国市長会の方でも関係団体でもございますので、高齢者医療制度につきましては非常に課題が多いということで、事前の周知、それから時間が非常になかったということをそれぞれ反省をしながらですね、今後とも国民の理解が得られるようなしっかりした医療制度、そして社会保障制度を築くべきだということは度々申し上げてきておりでございます。それは質問議員さんとも本質的な部分では認識を同じにしているところでございます。また機会がありましたら、私たちも関連します全国市長会等で、さらにそのことに関します意見は申し上げてまいりたいと思っております。

最後になりますが、その2,200億円の削減につきまして、やはり財務省主導でそのことが進められてきたという認識を持っておりますが、そのことが第1問でもお答えしましたようにいろんなひずみを生じさせておりますので、この点につきましても、それぞれの関係地方六団体でこれまでも意見を申し上げてまいりましたが、更に継続してですね、その点につきましても意見を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 通告質問については、時間制限を課してありましたので、ただいまの答弁で和田議員さんには食いつりない面もあるかもしれませんが、以上をもちまして、一般質問、答弁を終了させていただきたいと思っております。

◎第1号議案及び第2号議案の一括上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第5、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案及び第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案の2議案は、関連がありますので一括して審議をいたしたいと

思います。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） 書記の朗読は、省略させていただきまして、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。事務局長は着席したままで結構でございますので、説明をお願いいたします。

○事務局長（清田浩嗣君） お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。

第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案について御説明申し上げます。本条例は、地方自治法が改正され、議会の議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされたことに伴いまして、従来、他の行政委員会の委員等と合わせて規定しておりました高知県後期高齢者医療広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例から議会議員について分離して制定するものでございます。

また、附則におきましては、従来条例の題名を高知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例とし、規定する地方自治法の引用条項を改正するとともに、議員の報酬に関する規定の削除及び必要な文言の整備を行っております。

3ページをお開きください。

続きまして、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。

本条例におきましては、規定する地方自治法の引用条項の改正及び文言の整備を行うものでございます。

以上でございます。

◎第1号議案及び第2号議案の一括質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） これに対して、ただいま費用弁償に係る条例2つの議案の提案がございましたけれども、質問がありましたらお受けしたいと思います。どなたか質問がありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑はないようでございますので、これにて質疑の方は終了をさせていただきます。続きまして、この2議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 討論はないようでございますので、討論は終結をいたします。これより第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案及び第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案の2議案を一括して採決をいたします。第1号議案及び第2号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第1号議案及び第2号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第3号議案の上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第6、第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを審議いたします。書記の朗読は、省略をさせていただきます。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） それでは、第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の21ページを御覧ください。はじめに、平成19年度の主要な施策の概要を主要施策成果報告書により御説明いたします。

平成19年度は、平成18年度から引き続き事務局体制を整備するとともに、平成20年4月からの円滑な制度施行に向けて、県や市町村と調整しながら準備作業を進めてまいりました。主な準備作業としましては、広域連合と市町村をネットワークで結び、広域連合電算処理システムを構築するとともに、このシステムを運用いたしまして、被保険者台帳の創生や保険料率の算定を行っております。

また、円滑に制度を施行するために、リーフレットやチラシ、ポスターを作成し、配布するなど広報に努めてまいりました。

続きまして、決算書に基づいて御説明いたします。元に返っていただきまして、2ページをお開きください。

平成19年度の歳入につきましては、予算現額6億8,317万9千円に対しまして、調定額、収入済額ともに6億8,191万6,799円で、予算現額と比較いたしますと99.8%、126万2,201円の減となっております。

歳出につきましては、予算現額6億8,317万9千円に対しまして、支出済額は6億7,965万3,198円で、執行率は99.5%となっております。この結果、収入済額と支出済額の差額である歳入歳出差引残額は、226万3,601円となっております。

続きまして、歳入の内訳について御説明いたします。6ページの決算事項別明細書を御覧ください。

まず、1款分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金3億9,301万1,000円でございます。2款国庫支出金のうち、老人医療費適正化推進費補助金2,666万6,000円は、広域連合電算処理システム構築に係る補助金でございます。また、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金2億5,952万2,312円は、平成20年度の特例措置としての被用者保険の被扶養者であった被保険者の方の保険料の軽減に対する財源として交付されたものでございます。この交付金については、全額後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てております。

8ページをお開きください。歳出の内訳について御説明いたします。

1款議会費は、議員報酬、費用弁償としての旅費、会場使用料など広域連合議会の開催に要した費用でございます。

2款総務費は、人件費等の経常的な経費など広域連合の事務局の運営に係る経費でございます。13節委託料のうち、ホームページ作成等委託料は、平成20年1月に開設いたしました広域連合のホームページの作成及び保守業務に係る委託料でございます。18節備品購入費は、事務局で使用します財務会計システムに係る機器及びパソコンの購入に係る経費でございます。

10ページをお開きください。

19節負担金、補助及び交付金のうち、派遣職員人件費負担金等につきましては、主に県及び市町村から派遣された職員14名の人件費に係る負担金でございます。人件費につきましては、時間外勤務手当等を除き、市町村との協定に基づきまして、一旦派遣元の自治体より支弁していただき、年度末に精算したものでございます。

続きまして、3款民生費について御説明申し上げます。

民生費は、主に広域連合電算処理システムに関する費用等、後期高齢者医療制度の準備に係る費用でございます。13節委託料は、広域連合電算処理システムの構築、保守、運用等に係る業務の委託料でございます。また、18節備品購入費は、広域連合電算処理システムに係る機器の購入費でございます。25節積立金は、歳入においても御説明申し上げましたが、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てたものでございます。

以上が、平成19年度一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいま、広域連合の一般会計決算の御報告をいただきましたが、それではこの報告に対しての質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 特にないようでございますので、決算の報告に対する質疑を終了いたします。続きまして、第3号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もございませんので、討論は終結をいたします。これより第3号議案、平成19年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。第3号議案について、原案のとおり認定することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議第1号議案の上程、全員審議、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第7、議第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案を議題といたします。書記の朗読は、省略をいたします。

お諮りいたしますが、本議案につきましては、議員の皆様から提出をされた議案でありますので、提案理由の説明は省略をし、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 異議なしと認めます。よって、これより議第1号議案を採決いたします。議第1号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、議第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第2号議案の上程

○議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第8、議第2号議案、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案を議題といたします。書記の朗読は、省略をいたします。

では、議案の概要につきまして、提出者の説明を求めます。なお意見書については、事前に皆さんのお手元に配布をさせていただいておると存じます。和田議員。

○和田賢二君 はい、7番和田です。補足説明をさせていただきたいと思いますが、補足説明の前に傍聴席からそれから報道関係もいらっしゃるということから、議長、この際議案を朗読していただけたらと思うのですが、お取り計らいよろしく。

○議長（岡崎洋一郎君） 質問者から議案の朗読の要望がありましたが、いかが取り計らいましょうか。

○和田賢二君 通常、議会で朗読があるんですよ。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） 異議なしという御意見のようでございますので、ただいまの3名の方から提出をされております意見書の内容について、事務局から朗読をお願いいたします。

〔事務局長朗読〕

◎提出者の説明

○議長（岡崎洋一郎君） 和田議員を含め、3名の皆さんから出されております意見書の内容については、ただいま事務局が朗読くださった内容のとおりであります。補足がございますか、和田議員。

○和田賢二君 ただいまから、補足説明を若干させていただきます。

御承知のように、この制度はまさに75歳の誕生日を区切りとして高齢者の尊厳を傷つける制度であるわけでございます。新たな保険料負担と診療報酬等におき

まして、医療差別を高齢者に持ち込む医療制度になっているわけでございます。そこで、7月16日の本連合議会の臨時議会におきましては、至急要件ということにおきまして、同趣旨の意見書を出ささせていただきましたが、議題となることになりませんでした。そこで、今回は定例会でありますので、再度今西議員、大石議員の賛同を得ましてここに提出したところでございます。

この制度は、先ほどからも申し上げておりますように、施行以前から修正に次ぐ修正、また施行後も見直しをして、国民、県民の中に大きな不満や怒りを招いているところでありますし、自治体におきましても非常な混乱を招いている制度になっているところであります。そこで7月のあの時から見ましても、非常にこの制度に対するいろんな情勢が変わってきているわけでございます。まさに、迷走に迷走を加えているのがこの制度であるわけでございます。したがって、7月以降の大きく動いておりますことについて、時系列に基づきまして若干補足説明もしたいと思います。

それは、特に注目したいのは、国の総理大臣あるいは厚生労働大臣の職にある者においてですね、非常に迷走しているという点であります。まず麻生、現在は総理大臣になっておられますけれども、麻生幹事長は9月の21日にですね、NHKにおきまして、だめだとわかったらさっさと抜本的に見直す必要があるというふうに明言をしたわけでございます。この日より1日さかのぼりまして、御承知の舛添厚生労働大臣は、9月20日でありますけれども、TBSの朝のみのもんたの朝ズバですかね、この番組で国民がきちんと支持しないような制度は大胆に見直すべきであるというふうに発言をして、その中で明確にですね、その問題点を3つに絞って厚生労働大臣自らが挙げているわけでございます。まず第1点目は、75歳という年齢で区分けをしない方向、また2番目としては、保険料は天引きを強制しない、3点目としては、世代間の反目を助長しない、いうふうなことを明言をしているわけでございます。麻生さんまた舛添さんのこの発言を合わせて考えてみますとですね、この制度そのものはもうすでにですね、75歳という区分けをしてやっているというところに根本的な問題があるんだということを厚生労働大臣が公、テレビ、あるいは記者会見でですね、認めているというふうに言えると思います。したがって、この広域連合でやっているこの後期高齢者医療制度は、その制度の本質にかかわるものに言及をして改正を考え出しているということは明らかかなわけでございます。その後ですね、9月23日のいわゆる自公政権合意の中で、麻生さんはよりよいものに変えていくんだという、1年をかけてということをおっしゃっておりますけれども、じゃ今の制度がよりよいのに、なぜこれほど国民の各階層、国民多数の中でこれだけの反発がある制度になっているのか、よりよい制度から改善をしていくと言えないんじゃないかと、今の制度がよいのかということも問題になろうかと思えます。その後ですね、最近の国会の質疑等を通じましても舛添厚生労働大臣、皆さん御承知のようにですね、あのテレビでも出ておりましたがですね、先ほど連合長がおっしゃったいわゆる舛添私案というものを検討しております諮問委員会の中で使っている資料、それは75歳以上の

方ですね、うば捨て山行きの専用バスという資料があるわけでございます。まさに75歳以上の方をうば捨て山へ連れて行くのがこの後期高齢者制度であるというふうなことを厚生労働大臣が自らが認めているのがこの制度であるわけございまして、これらを考えてみますと、それからまたつけ加えてみますと、先ほど連合長のお話にもありましたように、もう私案の中ではこれはどういうよいものになるか悪いものになるかはまだ定かではありませんけれども、今の市町村単位の運営主体の国民健康保険制度を県単位の国民健康保険制度に衣替えをして県が保険者となって運営していくと、その中に後期高齢者も含めた高齢者をはめ込んでいって制度を作るんだということまで言っているわけでございます。そのことは、もう1年以内ということもあるようにですね、広域連合が今やっているこの制度は、もう厚生労働大臣の頭の中には見捨てた制度であると言っても過言ではないと私は思います。したがって、これはもう廃止をする以外に見直し、見直しといった小手先の部分的な一時的な見直しにすべきではないというふうに思います。そしてまた一般質問の中でも、1対4対5ということをお願いしたけれども、

(「補足説明が長過ぎると思います」と言う者あり)

○議長(岡崎洋一郎君) 簡潔にお願いいたします。

○和田賢二君 はい、医療費が後期高齢者にとってだんだんだんだんこれ上がっていく仕組みになっているわけです。今、2000年でいわゆる1の割合ですけれども、全国平均では6,000円です。それが2015年には、11%になって8,000円、2025年にはこれが13.2%になって13,000円に上がっていく、倍以上に上がっていくという制度で、ますますこれは高齢者に負担を押しつける制度であります。

最近の世論調査で言いますと、昨日の御覧になったと思いますけれども、高知新聞の共同通信がやった世論調査、18、19にやった調査では、一旦廃止をして元の制度、老人保健ですね、元の制度に戻した上で新制度を導入すべきだというのが46.6%で一番多いわけです。その次に、制度を見直して改善というのがこれが39.5%です。それから、現行のままというのが、もちろん11.1%で一番少ないわけです。それから、19日の高知新聞でしたか出ておりましたが、高知新聞がやった世論調査におきましても、制度廃止というのとそれから保険料負担割合の見直しというのを含めて合わせますと82%という数字が出ているわけであります。そういった点で、ここ高知の広域連合はですね、もう方向は国の方でもですね、この制度はもうだめなんだということがもう厚生労働大臣が言下に言っているわけですから、我々この高知県は、あの坂本龍馬じゃないですけども、進取の気性で先にもうやっぱり全国にこの制度を変えてくれということをお願いしたいというふうな思いがあると思います。そういった点で皆さん、どうかこの意見書に賛同していただきたいと思います。以上です。

◎議第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） 少し長くなりましたが、和田議員の方から提出をいただいております意見書議案、これについての補足説明がありました。この説明に対して、議員の各質疑はありませんか。忌憚のない御意見をいただきたいと思ます。どなたか意見ございませんか。

[澤田五十六君挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） はい、澤田議員。

○澤田五十六君 質疑の後はどうなるんですか。意見具申の場があるんですか。

○議長（岡崎洋一郎君） いちよう質疑をいたしまして、そして採決をいたしたいというふうに議長としては考えております。

○澤田五十六君 そしたら、意見があつたらこの場で言うということですね。

○議長（岡崎洋一郎君） そうですね、はい。澤田議員。

○澤田五十六君 質疑ではありませんが、意見を言わせていただきたいと思ます。

だいたいの趣旨は、私も賛成する部分が多いし、問題がある制度であると思ますが、ただこの結論部分がですね、最後の部分ですけれども。

○中澤愛水君 議長。いちよう質疑があつてですね、討論となるわけですね。議会の運営のとおり進んでいただきたいのですが。

○議長（岡崎洋一郎君） 議事進行に対してそういう意見もありますので、まず質疑を受けたいと思ます。恐縮します。質疑はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（岡崎洋一郎君） 質疑はないようでございますので、質疑は終了いたします。続きまして、議第2号議案についての討論を行いたいと思ます。

澤田議員、お願いいたします。

○澤田五十六君 このだいたいの趣旨については、私も意見を同じくするところが多いわけでございますが、ただし結論につきましてはですね、最後に書かれてお

りますように、この制度を廃止して喫緊の措置として従前の老人保健制度に戻す
とこういうふうに言われております。これはですね、むしろなんか前進よりも後
退したような私としては印象を受けます。というのはですね、従前の老人保健制
度が破綻してこの制度が考えられたわけでございますので、その破綻した後どう
いうものを提案するかという意見じゃないと、前向きの意見にならないんじゃない
かというふうに危惧いたします。

したがいまして、私といたしましては3点を織り込んだ形で修正を求めたいと
思いますが、修正が受け入れられない場合は反対せざるを得ませんが、その3点
の修正というのはですね、1つは後期高齢者医療制度を含めた形で国保制度全体
の抜本的改正を求めるとというのが1点でございます。それから2点目はですね、
県単位ではなくて国1本の制度とするというところでございます。そして3点目
はですね、制度の見直しに当たってはですね、地方の賛成を義務づけるとこの3
点をですね、私としてはこの見直しに当たって求めたいことでございますので、
そういう形でこの議案が修正されるならば賛同したいと思っておりますが、この場
でそういった形にならないのであれば反対せざるを得ません。以上です。

○議長（岡崎洋一郎君） はい、他に討論いただく方ございませんでしょうか。上
治さんございませんか。他に特にございませんか。

〔仲田強君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、仲田議員。

○仲田強君 皆さんのところにもいろいろとおはがきと陳情、お願いが届いたと思
います。私のところも20何通届いておまして、本当にそれぞれ厳しい一人ひと
りの声をいただきました。大変にせっぱ詰まった内容もありますし、ただそれな
りの署名だけというのもありました。香南市、香美市が中心で、土佐清水からは
残念ながら一通もきておりませんでしたけれども、本当にこういう市民を巻き込
んでの今回の制度というのは、大変にこれからもまだまだ物議を醸し出していく
と思います。ただ、この場はあくまでもこの医療制度をどう運営していくか、そ
のための選ばれた議会であります。それぞれの思い、また市民の声を聴きながら、
各議会から国政へ改正を、また是正を、またより一層の抜本的に近い改正をと、
そういう制度の見直しが全国から届けられておりますし、それに合わせて本当に
国の方も対応をしてくれていると、まだまだ十分ではないですけれどもまだ一層の
対応をしていくとそういう方向も見えております。特に、連合長も話があったよ
うに、確かにこの制度を抜本的に改革するというのは、もう廃止というオール・
オア・ナッシングとそういう感覚でここで決議することは、大変に私どもそれぞ
れの地方自治体にも支障をきたしますし、そういう意味でこの文面においての意
見書提出は反対させていただきます。

○議長（岡崎洋一郎君） 他にございませんでしょうか。他にないようでしたら、討論は以上で終結をいたします。これより、採決という段取りでございましたけれども、澤田議員の方から少し修正の可能かどうかの、討論の中で触れられましたが、ここではいちよう採決をさせていただいて、そして修正可能なら、再度そういう手続で取り上げるという形にさせていただきたいというふうに思います。したがいまして、これより議第2号議案、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案を採決をいたしたいと思えます。議第2号議案については、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手少数であります。よって、議第2号議案は、否決と決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会あいさつ

○議長（岡崎洋一郎君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了をいたしました。広域連合長、ごあいさつをお願いいたします。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当広域連合議会の後期高齢者医療制度の施行後初めての定例会ということで、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございました。

御案内のとおり、当制度は施行後早々に様々な見直しがなされてまいりましたが、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、現在のところ政局は極めて不透明であり、今後の国政の動きを注視をしてまいらなければならない状況にあると考えております。

提案をいたしました全議案につきまして、先ほど議決を賜りましてありがとうございました。

私たちに与えられております役割としましては、被保険者の方々を初めとします皆様方に現行制度の見直し内容につきまして、さらに十分な御理解と手立てを取ってまいることが必要だと考えておりますので、そのためには関係市町村とも一層の連携を図っていく必要がございますので、今後とも議会の皆様方の御指導を賜りますようお願いを申し上げたいと思えます。

結びになりますが、議員の皆様方の益々の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。議員各位には、議長の方も少し十分な議事運営ができたかどうかわかりませんが、議事運営に大変御協力を賜りましてありがとうございました。今後も、執行部とともに十分な話し合いを持ちながら、皆様方と協力をして御期待に沿えるような議会運営に努めてまいります。

以上をもちまして、平成20年高知県後期高齢者医療広域連合議会第5回定例会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時36分 閉会

資 料

20 高後広第 409 号
平成 20 年 10 月 7 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 20 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 5 回定例会に提出するため、
下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案 |
| 第 2 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 3 号議案 | 平成 19 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |

平成 20 年 10 月 21 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
議会議員 澤田五十六
議会議員 今西 芳彦
議会議員 上治 堂司
議会議員 岡崎洋一郎
議会議員 中澤 愛水
議会議員 仲田 強
議会議員 和田 賢二
議会議員 大石 哲雄
議会議員 松本 正
議会議員 有澤 明男

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 12 条の規定により提出します。

記

議第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案

議第 1 号議案

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 20 年 10 月 21 日提出

高知県後期高齢者医療広域連合

議会議員 澤田五十六
議会議員 今西 芳彦
議会議員 上治 堂司
議会議員 岡崎洋一郎
議会議員 中澤 愛水
議会議員 仲田 強
議会議員 和田 賢二
議会議員 大石 哲雄
議会議員 松本 正
議会議員 有澤 明男

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成 19 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 章 議員の派遣（第 91 条）
第 15 章 補則（第 92 条）」を「第 14 章 全員協議会（第 91 条）
第 15 章 議員の派遣（第 92 条）
第 16 章 補則（第 93 条）」に改める。

第 92 条を第 93 条とする。

第 15 章を第 16 章とする。

第 91 条中「第 100 条第 12 項」を「第 100 条第 13 項」に改め、同条を第 92 条とする。

第 14 章を第 15 章とし、第 13 章の次に次の 1 章を加える。

第 14 章 全員協議会

（全員協議会）

第 91 条 法第 292 条において準用する法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、改正後の地方自治法第 292 条において準用する同法第 100 条第 12 項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設けるとともに、同法の引用規定の整理を行うため、高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正するものである。

平成 20 年 10 月 21 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

提出者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員
和田 賢二

賛同者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員
今西 芳彦

賛同者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員
大石 哲雄

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 12 条の規定により提出します。

記

議第 2 号議案 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案

議第 2 号議案

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案

高知県後期高齢者医療広域連合議会は、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 20 年 10 月 21 日

提出者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員 和田 賢二
賛同者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員 今西 芳彦
賛同者 高知県後期高齢者医療広域連合議会議員 大石 哲雄

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

本年 4 月 1 日から 75 歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名づけ、「後期高齢者医療制度」がはじまった。この制度は、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入などにより、高齢者が十分な医療を受けにくくなることが強く懸念されてきた。

その上、75 歳以上の高齢者を年齢で区切り、74 歳以下の国民と異なった制度の対象とする合理的理由はなく、低所得層において従来よりも保険料負担が高くなった例があったり、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みである等、様々な問題点がある。

この 10 月 15 日の年金支給日には、これまでは保険料を払わなくてよかったサラリーマンの扶養家族約 200 万人があらたに対象となり、加えて、65 歳から 74 歳までの高齢者だけの世帯の国保も対象となり、全体で 625 万人が新たに年金天引きをされ、国民の怨嗟の声はますます広がっている。

参議院では廃止法案が可決し、衆議院で継続審査となっているが、国民の怒りの声に、舛添要一厚生労働大臣は、年齢で区分していることに怒りの矛先があることを認め、大胆な見直しをすると発言した。麻生太郎首相も一旦は「大胆に見直し」を口にしている。2 度にわたる見直しをしても、さらに大胆な見直しに言及せざるを得ないことは、同制度に根本的な欠陥があることを示したものである。

国民の高齢期における適切な医療を確保し、国民が安心して安定した暮らしを営むためには、すべての国民の尊厳が尊重される医療制度でなければならない。

よって国におかれては、後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、喫緊の措置として従前の老人保健制度に戻すことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 10 月 21 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会議長 岡崎 洋一郎

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	舛添	要一	様

平成 20 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 5 回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例議案	平成 20 年 10 月 21 日	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 20 年 10 月 21 日	原案可決
第 3 号議案	平成 19 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成 20 年 10 月 21 日	認 定

○議員提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
議第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則議案	平成 20 年 10 月 21 日	原案可決
議第 2 号議案	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案	平成 20 年 10 月 21 日	原案否決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員